

多気町公告第 69 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和8年8月12日

多気町長 筒井 尚 之



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：上朝柄自治会

区域：三重県多気郡多気町朝柄274番地から

三重県多気郡多気町朝柄1248番地に属する区域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町朝柄850番地8

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和8年8月12日から令和8年11月12日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

No.1

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
1	多気郡多気町朝柄	魚ヶ谷	159	山林	4,958
2	多気郡多気町朝柄	東大谷	441	山林	297
3	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	642	山林	6,942
4	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	643	山林	9,917
5	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	645	山林	595
6	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	650	山林	3966
7	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	651	山林	2975
8	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	653	山林	7,933
9	多気郡多気町朝柄	ワキ谷	657	山林	9,917
10	多気郡多気町朝柄	トガ谷	658	山林	11,900
11	多気郡多気町朝柄	トガ谷	659	山林	17851
12	多気郡多気町朝柄	トガ谷	660	山林	1,487

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
小坂 辰五郎	多気郡五ヶ谷村大字朝柄543番地	6分の1
中野 重兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄20番屋敷	6分の1
西山 楠五郎	多気郡五ヶ谷村大字朝柄18番屋敷	6分の1
三木 興三松	多気郡五ヶ谷村大字朝柄47番屋敷	6分の1
床鍋 久左衛門	多気郡五ヶ谷村大字朝柄51番屋敷	6分の1
平野 九兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄857番地	6分の1